

伝えたい阿蘇の農業遺産資源保全・継承支援事業補助金 実施要項

(事業の目的)

第1条 阿蘇世界農業遺産の貴重な構成要素であり、保全・継承が必要なものとして登録を行った「伝えたい阿蘇の農業遺産資源」の保全・継承を図ることとし、事業趣旨に沿った地域での活動を支援する。

(対象地域)

第2条 この要領に基づき交付する補助金（以下「補助金」という。）の対象となる取組は、阿蘇世界農業遺産認定地域である阿蘇市、小国町、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村（以下「認定地域」という。）において行われるものに限る。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、別表に定める「伝えたい阿蘇の農業遺産資源」（以下「農業遺産資源」という。）に対する以下の取組みとする。

- (1) 保全・継承策の策定に関する取組み
- (2) 保全・継承策の実施に関する取組み（農業遺産資源の保全・継承策（別記第9号様式の項目について記載されていること）を策定している場合に限る）

なお、事業の主用な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要などの合理的な理由がある場合はこの限りでない。

(事業実施者)

第4条 補助対象事業の実施者（以下「事業実施者」という。）は、任意の活動組織、NPO法人、各種団体、企業等とする。

なお、「等」には個人も含まれる。

2 前項の事業実施者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 認定地域内に事務所等を有し、認定地域内で活動していること。
- (2) 補助対象事業を遂行できる組織体制を有していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の統制下にある団体ではないこと。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。
- 2 補助対象外経費は、次のとおりとする。
- (1) 事業実施者である団体等の組織や施設の維持管理に要する経費
 - (2) 酒類等の飲食に要する経費（茶類等は除く。）
 - (3) 出資、出損、貸付に要する経費
 - (4) 土地の取得、賃借、補償に要する経費
 - (5) 施設整備及び1件3万以上の機械等購入に要する経費（特別な事情により合理的な理由がある場合を除く。）
 - (6) 共同作業の従事者に対する日当等の金銭的給付を行う場合、1人1回当たり2千円を超えるもの。
 - (7) その他阿蘇地域世界農業遺産推進協会長（以下「協会長」という。）が不適当と認める経費

(補助金の上限額)

- 第6条 補助金は定額（1資源あたり上限20万円）を交付する。

(交付申請)

- 第7条 団体等は、事業計画書（別記第1号様式）と補助金交付申請書（別記第2号様式）を作成し、市町村に提出する。
- 2 市町村は、前項の書類をとりまとめ協会長に提出する。

(交付決定)

- 第8条 協会長は、第7条により提出された内容を審査し適当と認めたときは、事業実施者に対し補助金交付決定通知（別記第3号様式）を行うとともに、補助金を交付する。

(変更申請)

- 第9条 事業実施者は、補助対象事業の内容等について次の各号に掲げる変更事由を生じたときは、事業変更計画書（別記第4号様式）と補助金変更交付申請書（別記第5号様式）を作成し、市町村に提出する。

- (1) 補助対象事業の主要部分（事業内容、事業実施個所）の変更
 - (2) 事業費の3割を超える増減
 - (3) その他協会長が必要と認める事項
- 2 市町村は、前項の書類をとりまとめ協会長に提出する。
- 3 協会長は、前項の規定により提出された内容を審査し適正と認めたときは、事業実施者に対し補助金変更交付決定通知（別記第6号様式）を行うこと

もに、補助金の増額があった場合は、増額分の補助金を交付する。

なお、補助金額の減額があった場合、事業実施者は、減額分の補助金を協会長の指定する口座に、速やかに返還するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象事業が完了した場合、事業実施者は、事業実績書（別記第7号様式）、補助事業実績報告書（別記第8号様式）を作成し、市町村に提出する。

2 事業実績書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業の実施状況が確認できる写真
- (2) 領収書等支出を証する書面の写し
- (3) その他必要に応じて協会長が求める書類

3 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から1か月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日とする。

4 市町村は、第1項の書類をとりまとめ協会長に提出する。

(補助金の額の確定)

第11条 協会長は、第10条により提出された内容を審査し適當と認めたときは、補助金の額の確定を行うとともに、補助金交付確定通知（別記第10号様式）を行う。

(補助金の返還)

第12条 事業実施者は、交付を受けた補助金額と交付確定額に差額が生じた場合には、協会長の指定する口座に、速やかにその差額を返還するものとする。

(事業募集)

第13条 当該事業の募集は平成29年6月14日（水）から、平成29年7月31日（月）までとする。

なお、執行状況等により、追加募集を行う場合もある。

(情報公開)

第14条 本事業による補助を受けて実施する取組については、公開とする。

(雑則)

第15条 事業の実施等について、疑義が生じた場合は、関係各位で協議のうえ決定する。